

令和7年度

教育委員会定例会
(2月)

令和8年2月10日(火)

鹿屋市教育委員会

会議日程

日 時 令和8年2月10日（火） 午後3時
場 所 教育長室

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 教育長及び委員の報告

4 議 事

- (1) 議案第17号 令和7年度鹿屋市一般会計3月補正予算について (P 2)
- (2) 議案第18号 令和8年度鹿屋市一般会計当初予算について (P 4)
- (3) 議案第19号 鹿屋市立学校の通学区域の指定及び学校の指定変更に関する規則の一部改正について (P 7)
- (4) 議案第20号 鹿屋市立高等学校通学区域に関する規則の一部改正について (P 10)
- (5) 議案第21号 第3期鹿屋市スポーツ推進計画の策定について (P 17)

5 報 告

- (1) 鹿屋女子高と第一幼児教育短期大学との高大連携協定の締結について (P 21)
- (2) 鹿屋市言語障害、難聴、学習障害等通級指導教室通級費支給要領の一部改正について (P 22)
- (3) 国立台北教育大学学校体験について (P 23)
- (4) 鹿屋看護専門学校入学試験（B日程）結果について (P 24)
- (5) 鹿屋市子ども会大会の実施について (P 25)
- (6) 生涯学習講座及び生涯学習発表会について (P 26)
- (7) 第44回鹿屋市美術展について (P 27)

6 動議の討論等

7 その他（お知らせ）

- ・鶴峰小学校閉校記念式典について
- ・コミュニティ・スクール（CS）について

8 閉 会

議案第17号

令和7年度鹿屋市一般会計3月補正予算について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和8年2月10日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

令和7年度鹿屋市一般会計補正予算(第8号)のうち教育委員会の所管に係る分について、議会に提出したいので、本案を提出するものである。

令和7年度3月補正予算(案)の概要(主なもの)

【教育総務課】

| 歳 出 | 歳 入 |
|--|---------------------------------|
| 1 小学校学校管理経費 | |
| 補正額 2,159千円 | |
| <p>(1) 補正理由 小学校の電気・ガス・水道料金が不足する見込みのため増額するもの。 委託料(管理委託料)の入札執行残を減額補正するもの。</p> <p>(2) 内容 需用費(光熱水費)の増額 5,983 委託料(電気工作物保守 外)の減額 $\Delta 3,824$</p> | 財源：一般財源 |
| 2 小学校施設大規模改造事業 | |
| 補正額 $\Delta 7,539$ 千円 | |
| <p>(1) 補正理由 委託料(設計委託料、調査委託料)の入札執行残等を減額補正するもの。</p> <p>(2) 内容 設計委託料：鹿屋小・寿北小の防音復旧工事の入札執行残 $\Delta 2,800$ 調査委託料：寿北小の耐力度調査仕様変更に伴う契約額の減 $\Delta 4,739$</p> | 財源：国庫補助(文部科学省、防衛省)起債(合併特例債)一般財源 |
| 3 中学校施設大規模改造事業 | |
| 補正額 $\Delta 40,513$ 千円 | |
| <p>(1) 補正理由 委託料(設計委託料)、工事請負費の不用額を減額補正するもの。</p> <p>(2) 内容 調査委託料：鹿屋東中の耐力度調査仕様変更に伴う契約額の減 $\Delta 7,937$ 電気工事：田崎中学校の受電設備、人件費・資材費の低額に伴う減 $\Delta 27,117$ 管工事外：田崎中学校の変更契約がなかったことによる執行残 $\Delta 5,459$</p> | 財源：国庫補助(文部科学省、防衛省)起債(合併特例債)一般財源 |

議案第18号

令和8年度鹿屋市一般会計当初予算について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和8年2月10日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

令和8年度鹿屋市一般会計当初予算のうち教育委員会の所管に係る分について、議会に提出したいので、本案を提出するものである。

鹿屋市教育委員会 令和8年度当初予算（案）総括表

(単位：千円)

| | 課名等 | 経費 | 令和7年度 | 令和8年度(案) | 増減 | 令和8年度の主な事業(新たな取組等) |
|---|-----------------|----|-----------|-----------|------------|---|
| 1 | 教育総務課 | 経常 | 1,342,766 | 1,402,601 | 59,835 | <ul style="list-style-type: none"> ● 学校現場における業務効率化(カラー複合機の導入)7,576 ○ 学校規模適正化の推進 1818 (鶴峰小の学校統合に伴う式典・備品移設等) ○ 小中学校施設の大規模改造 354,500(約 14 億円の減) (西原台小や野里小等の大規模な工事が7年度にほぼ終了したことに伴う) ○ 鹿屋女子高の活性化 24,386 (女子高活性化基本方針の見直しに伴う謝金、持ち帰り可能なタブレット端末の購入 等) |
| | | 政策 | 2,080,400 | 612,546 | △1,467,854 | |
| | | 計 | 3,423,166 | 2,015,147 | △1,408,019 | |
| 2 | 学校教育課 | 経常 | 1,177,119 | 1,188,264 | 11,145 | <ul style="list-style-type: none"> ○ グローカル教育の推進 4,764 (台湾との協定校増及び交流、こども PR 大使派遣等) ○ 学校給食費無償化 558,025 (児童生徒分給食費全額補助) ○ 心の架け橋プロジェクト 24,350 (教育支援センターの検証、マイフレンド相談員の1名増等) ○ ICT 教育の推進 254,163 (児童・生徒・教職員用タブレットの更新等) ○ 中学校部活動地域展開 22,159(総括コーディネーターの会計年度任用職員配置等) ○ 小学校児童(中学校生徒)の学力向上 2,154(新聞記事を活用した教材の導入) |
| | | 政策 | 978,332 | 1,007,219 | 28,887 | |
| | | 計 | 2,155,451 | 2,195,483 | 40,032 | |
| 3 | 学校教育課 看護専門学校 | 経常 | 57,207 | 60,288 | 3,081 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 管理運営経費 34,222 (非常勤講師報酬等) ○ 学校施設整備事業 130,810 (実習棟防音復旧空調設備工事等) ○ 教育施設整備経費 1,068 (校内演習用備品購入等) |
| | | 政策 | 371,458 | 135,020 | △236,438 | |
| | | 計 | 428,665 | 195,308 | △233,357 | |
| 4 | 学校教育課 鹿屋女子高 | 経常 | 564,955 | 627,556 | 62,601 | <ul style="list-style-type: none"> ● 管理経費 78,412 (学校医等の報酬・パソコン機器賃貸借料等) ● 教育振興経費 4,397(教材用物品、バス借上料等) ● 教職員人件費 520,341(54 名分) ● 会計年度任用職員経費 20,693(6 名分) ○ 学校実習用備品整備費 1,332 (仕上げ馬、双眼実体顕微鏡等の購入) |
| | | 政策 | 79,455 | 1,322 | △78,133 | |
| | | 計 | 644,410 | 628,878 | △15,532 | |
| 5 | 生涯学習課 | 経常 | 378,913 | 425,324 | 46,411 | <ul style="list-style-type: none"> ● 指定管理者の更新(文化会館 56,440 図書館 61,885) ○ 公民館講座(再発見講座)の内容見直し 82 ○ 公民館等の施設整備 1,650(軒裏補修(高須)、横扉開閉式電気窯(輝北)等) ○ 文化事業(「野里国民学校」公演等)の実施 8,067 ○ 図書館の施設整備 6,620(玄関スロープ設置等) |
| | | 政策 | 547,025 | 65,517 | △481,508 | |
| | | 計 | 925,938 | 490,841 | △435,097 | |

| | | | | | | |
|---|------------------|----|-----------|-----------|------------|---|
| 6 | 生涯学習課 文化財センター | 経常 | 14,606 | 16,112 | 1,506 | <ul style="list-style-type: none"> ● 文化財管理経費 1,822 ● 会計年度任用職員経費 14,290（岡崎古墳群整備事業の発掘作業員の増） ○ 埋蔵文化財緊急発掘調査事業 4,693（重機賃借の期間の見直しによる減） ○ 岡崎古墳群整備事業 3,834（継続してレーダ探査等実施） ○ ふるさとの文化で繋ぐまちづくり事業 4,292 |
| | | 政策 | 16,458 | 12,819 | △3,639 | |
| | | 計 | 31,064 | 28,931 | △2,133 | |
| | 教育委員会 合計 | 経常 | 3,535,566 | 3,720,145 | 184,579 | <ul style="list-style-type: none"> ● 経常経費…現在の行政サービスや行政水準を維持していくために経常的に必要となる経費（例：庁舎管理費、職員人件費、生活保護費） ○ 政策経費…政策的な判断のもと、新たな行政サービスの開始による経費や現行の行政サービスや行政水準の向上を図るために投入する経費（例：新規施設開設、小中学校大規模改修） |
| | | 政策 | 4,073,128 | 1,834,443 | △2,238,685 | |
| | | 計 | 7,608,694 | 5,554,588 | △2,054,106 | |

【予算編成の基本的な考え方】

予算編成に当たっては、第4期鹿屋市教育振興基本計画の基本理念「未来を創る心豊かでたくましい人づくり」の実現を目指すため、基本目標①「未来を切り拓く力を培う教育の創造」に向け、

- ・学校現場における業務効率化
- ・学校施設長寿命化計画に基づく大規模改修
- ・学校給食費の負担軽減
- ・心の架け橋プロジェクトや特別支援教育等の人件費
- ・児童生徒及び教職員用のタブレットの更新
等に必要な経費を計上した。

基本目標②「地域とともに活躍できる生涯学習社会の実現」に向けては、

- ・家庭教育支援の充実
- ・文化会館の長寿命化・施設整備計画に基づく改修
- ・大隅広域図書館ネットワークのシステム機器更新
- ・岡崎古墳群の調査 等に必要な経費を計上した。

教育委員会全体の予算額

令和7年度：約76億円 ⇒ 令和8年度（案）：約55億5千万円（対前年度比で約20億5千万円の減）

議案第19号

鹿屋市立学校の通学区域の指定及び学校の指定変更に関する規則の一部改正
について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第
10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和8年2月10日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

鶴峰小学校の廃校に伴い、鶴峰小学校区を吾平小学校区に統合するため、通学区域の指
定及び学校の指定変更に関する規則の一部を改正することについて、本案を提出するもの
である。

鹿屋市立学校の通学区域の指定及び学校の指定変更に関する規則

鹿屋市立学校の通学区域の指定及び学校の指定変更に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1 吾平小学校の項通学区域の欄中「神野」の次に「 鶴峰東 鶴峰中地区 鶴峰西」を加え、同表鶴峰小学校の項を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の規定による改正後の鹿屋市立学校の通学区域の指定及び学校の指定変更に関する規則別表の規定による小学校の通学区域の指定その他の行為は、前項の規定にかかわらず、この規則の施行の日前においても行うことができる。

鹿屋市立学校の通学区域の指定及び学校の指定変更に関する規則の一部を改正する規則
新旧対照表

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|------|-----|--|-------|---|-----|--|--|-----|------|-----|--|-------|------------------------|--------------|----------------------|-----|--|
| ○鹿屋市立学校の通学区域の指定及び学校の指定変更に関する規則 平成18年1月1日教育委員会規則第10号 別表第1（第3条関係） | ○鹿屋市立学校の通学区域の指定及び学校の指定変更に関する規則 平成18年1月1日教育委員会規則第10号 別表第1（第3条関係） | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">学校名</th> <th style="width: 80%;">通学区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>吾平小学校</td> <td>中央東 中央町 中央麓地区 中央西地区 <u>神野</u> <u>鶴峰東 鶴峰中地区 鶴峰西</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 学校名 | 通学区域 | (略) | | 吾平小学校 | 中央東 中央町 中央麓地区 中央西地区 <u>神野</u> <u>鶴峰東 鶴峰中地区 鶴峰西</u> | (略) | | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">学校名</th> <th style="width: 80%;">通学区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>吾平小学校</td> <td>中央東 中央町 中央麓地区 中央西地区 神野</td> </tr> <tr> <td><u>鶴峰小学校</u></td> <td><u>鶴峰東 鶴峰中地区 鶴峰西</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 学校名 | 通学区域 | (略) | | 吾平小学校 | 中央東 中央町 中央麓地区 中央西地区 神野 | <u>鶴峰小学校</u> | <u>鶴峰東 鶴峰中地区 鶴峰西</u> | (略) | |
| 学校名 | 通学区域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 吾平小学校 | 中央東 中央町 中央麓地区 中央西地区 <u>神野</u> <u>鶴峰東 鶴峰中地区 鶴峰西</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校名 | 通学区域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 吾平小学校 | 中央東 中央町 中央麓地区 中央西地区 神野 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>鶴峰小学校</u> | <u>鶴峰東 鶴峰中地区 鶴峰西</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

議案第20号

鹿屋市立高等学校通学区域に関する規則の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和8年2月10日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

鹿屋市立鹿屋女子高等学校の普通科の学区について、鹿児島県立高等学校通学区域に関する規則の規定に準じ、鹿屋市立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正することについて、本案を提出するものである。

鹿屋市立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

鹿屋市立高等学校通学区域に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び大崎町」を「、大崎町、三島村、十島村、薩摩川内市（里中学校区及び海星中学校区に限る。）、長島町（獅子島中学校区に限る。）、屋久島町（金岳中学校区に限る。）及び瀬戸内町（与路中学校区及び池地中学校区に限る。）」に改める。

別記第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第4条関係）

学区外高等学校入学志願許可申請書

年 月 日

鹿屋市教育委員会 様

ふ り が な
本 人 氏 名 _____

ふ り が な
保 護 者 氏 名 _____

ふ り が な
身元引受人氏名 _____

私は、下記の理由によって、学区外から入学を志願したいので許可くださるよう必要書類を添えて申請します。

記

| | | |
|--|------------------|-------------|
| 志願学校名 | 鹿屋市立鹿屋女子高等学校 普通科 | |
| 本 人 | 出身中学校 | |
| | 卒業（予定）年月 | 年 月 卒業・卒業見込 |
| | 転住予定地 | |
| 保 護 者 | 現 住 所 | 電話 |
| | 本人との続柄 | |
| 身元引受人 | 現 住 所 | 電話 |
| | 本人(保護者)との関係 | |
| 理由（詳細かつ具体的に記述すること。なお、理由を証明するに足る書類を添付すること。） | | |
| 出身中学校長の所見 | | 年 月 日 |
| _____中学校長_____ | | |
| 出身中学校を所管する市町村教育委員会教育長の所見 | | 年 月 日 |
| _____教育委員会教育長_____ | | |

（注）「身元引受人」の欄は、入学後保護者の元から通学しない者だけ記入する。身元引受人とは、本人が在学期間中自宅に引き取り保護者に代わって本人の面倒を見る人をいう。

第2号様式（第4条関係）

高等学校入学志願学区指定申請書

年 月 日

鹿屋市教育委員会 様

ふ り が な
本 人 氏 名 _____

ふ り が な
保 護 者 氏 名 _____

ふ り が な
身元引受人氏名 _____

私は、下記の理由によって、高等学校入学志願について学区の指定を受けたいので申請します。

記

| | | | |
|--|----------------------|-------------|-------------|
| 志願学区名 | 学区（鹿屋市立鹿屋女子高等学校 普通科） | | |
| 本 人 | 出 身 中 学 校 | | |
| | 卒 業（予定）年月 | 年 月 | 卒 業・卒 業 見 込 |
| | 転 住 予 定 地 | | |
| 保 護 者 | 父 | 現 住 所 | 電 話 |
| | 母 | 現 住 所 | 電 話 |
| | 後見人 | 現 住 所 | 電 話 |
| | | 本人（保護者）との関係 | |
| 身元引受人 | 現 住 所 | 電 話 | |
| | 本人（保護者）との関係 | | |
| 理由（詳細かつ具体的に記述すること。なお、理由を証明するに足る書類を添付すること。） | | | |
| 出身中学校長の所見 | | 年 月 日 | |
| _____ 中学校長 _____ | | | |
| 出身中学校を所管する市町村教育委員会教育長の所見 | | 年 月 日 | |
| _____ 教育委員会教育長 _____ | | | |

注1 後見人の欄は、父母が保護者でない場合だけ記入すること。

2 身元引受人の欄は、保護者の住所地の属する学区以外の高等学校に希望する者だけ記入すること。

鹿屋市立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>○鹿屋市立高等学校通学区域に関する規則 平成18年1月1日教育委員会規則第16号</p> <p>(学区)</p> <p>第2条 高等学校の普通科（以下「普通科」という。）の学区は、鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、東串良町、肝付町、錦江町、南大隅町、<u>大崎町、三島村、十島村、薩摩川内市（里中学校区及び海星中学校区に限る。）、長島町（獅子島中学校区に限る。）、屋久島町（金岳中学校区に限る。）及び瀬戸内町（与路中学校区及び池地中学校区に限る。）</u>とする。</p> <p>2 普通科を除く高等学校の学科の学区は、鹿児島県全域とする。</p> | <p>○鹿屋市立高等学校通学区域に関する規則 平成18年1月1日教育委員会規則第16号</p> <p>(学区)</p> <p>第2条 高等学校の普通科（以下「普通科」という。）の学区は、鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、東串良町、肝付町、錦江町、南大隅町<u>及び大崎町</u>とする。</p> <p>2 普通科を除く高等学校の学科の学区は、鹿児島県全域とする。</p> |

改正後

改正前

別記

第1号様式（第4条関係）

別記

第1号様式（第4条関係）

学区外高等学校入学志願許可申請書

学区外高等学校入学志願許可申請書

年 月 日

年 月 日

鹿屋市教育委員会 様

鹿屋市教育委員会 様

本人氏名 _____
 保護者氏名 _____
 身元引受人氏名 _____

本人氏名 _____ 性別 ()
 保護者氏名 _____
 身元引受人氏名 _____

私は、下記の理由によって、学区外から入学を志願したいので許可くださるよう必要書類を添えて申請します。

私は、下記の理由によって、学区外から入学を志願したいので許可くださるよう必要書類を添えて申請します。

記

記

| | | |
|--|------------------|-------------|
| 志願学校名 | 鹿屋市立鹿屋女子高等学校 普通科 | |
| 本人 | 出身中学校 | |
| | 卒業(予定)年月 | 年 月 卒業・卒業見込 |
| | 転住予定地 | |
| 保護者 | 現住所 | 電話 |
| | 本人との続柄 | |
| 身元引受人 | 現住所 | 電話 |
| | 本人(保護者)との関係 | |
| 理由(詳細かつ具体的に記述すること。なお、理由を証明するに足る書類を添付すること。) | | |
| 出身中学校長の所見 | | 年 月 日 |
| _____中学校長_____ | | |
| 出身中学校を所管する市町村教育委員会教育長の所見 | | 年 月 日 |
| _____教育委員会教育長_____ | | |

| | | |
|--|------------------|--------------|
| 志願学区名 | 鹿屋市立鹿屋女子高等学校 普通科 | |
| 本人 | 出身中学校 | |
| | 卒業(予定)年月 | 年 月 卒業・卒業見込み |
| | 転住予定地 | |
| 保護者 | 現住所 | 電話番号 |
| | 本人との続柄 | |
| 身元引受人 | 現住所 | 電話番号 |
| | 本人(保護者)との関係 | |
| 理由(詳細かつ具体的に記述すること。なお、理由を証明するに足る書類を添付すること。) | | |
| 出身中学校長の意見 | | 年 月 日 |
| _____中学校長_____ | | |
| 出身中学校を所管する教育委員会教育長の意見 | | 年 月 日 |
| _____教育委員会教育長_____ | | |

(注)「身元引受人」の欄は、入学後保護者の元から通学しない者だけ記入する。身元引受人とは、本人が在学期間中自宅に引き取り保護者に代わって本人の面倒を見る人をいう。

注 身元引受人の欄は、入学後保護者のもとから通学しない者だけ記入する。身元引受人とは、本人が在学期間中自宅に引き取り保護者に代わって本人の面倒を見る者をいう。

改正後

第2号様式（第4条関係）
 高等学校入学志願学区指定申請書

年 月 日

鹿屋市教育委員会 様

本人氏名 _____
 保護者氏名 _____
 身元引受人氏名 _____

私は、下記の理由によって、高等学校入学志願について学区の指定を受けたいので申請します。

記

| | | | |
|--|----------------------|-------------|---------|
| 志願学区名 | 学区（鹿屋市立鹿屋女子高等学校 普通科） | | |
| 本人 | 出身中学校 | | |
| | 卒業（予定）年月 | 年 月 | 卒業・卒業見込 |
| | 転住予定地 | | |
| 保護者 | 父 | 現住所 | 電話 |
| | 母 | 現住所 | 電話 |
| | 後見人 | 現住所 | 電話 |
| | | 本人（保護者）との関係 | |
| 身元引受人 | 現住所 | 電話 | |
| | 本人（保護者）との関係 | | |
| 理由（詳細かつ具体的に記述すること。なお、理由を証明するに足る書類を添付すること。） | | | |
| 出身中学校長の所見 _____ 年 月 日 | | | |
| _____ 中学校長 _____ | | | |
| 出身中学校を所管する市町村教育委員会教育長の所見 _____ 年 月 日 | | | |
| _____ 教育委員会教育長 _____ | | | |

注1 後見人の欄は、父母が保護者でない場合だけ記入すること。
 注2 身元引受人の欄は、保護者の住所地の属する学区以外の高等学校に希望する者だけ記入すること。

改正前

第2号様式（第4条関係）
 高等学校入学志願学区指定申請書

年 月 日

鹿屋市教育委員会 様

本人氏名 _____ 性別（ ）
 保護者氏名 _____
 身元引受人氏名 _____

私は、下記の理由によって、高等学校入学志願について指定を受けたいので申請します。

記

| | | | |
|---|----------------------|-------------|----------|
| 志願学区名 | 学区（鹿屋市立鹿屋女子高等学校 普通科） | | |
| 本人 | 出身中学校 | | |
| | 卒業（予定）年月 | 年 月 | 卒業・卒業見込み |
| | 転住予定地 | | |
| 保護者 | 父 | 現住所 | 電話番号 |
| | 母 | 現住所 | 電話番号 |
| | 後見人 | 現住所 | 電話番号 |
| | | 本人（保護者）との関係 | |
| 身元引受人 | 現住所 | 電話番号 | |
| | 本人（保護者）との関係 | | |
| 理由（詳細かつ具体的に記述すること。なお、理由を証明するに足る書類を添付すること。） | | | |
| 出身中学校長の意見 上記のとおり相違ないことを証明します。 <div style="text-align: right;">_____ 年 月 日 _____ 中学校長 _____ 印</div> | | | |
| 出身中学校を所管する教育委員会教育長の意見 _____ 年 月 日 <div style="text-align: right;">_____ 教育委員会教育長 _____ 印</div> | | | |

注1 後見人の欄は、父母が保護者でない場合だけ記入すること。
 注2 身元引受人の欄は、保護者の住所地の属する学区以外の高等学校に希望する者だけ記入すること。

議案第21号

第3期鹿屋市スポーツ推進計画の策定について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和8年2月10日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

第3期鹿屋市スポーツ推進計画を策定するに当たり、根拠法であるスポーツ基本法第10条第3項の規定に基づき、地方スポーツ推進計画を変更するときは、あらかじめ教育委員会の意見を聴くこととされていることから、本案を提出するものである。

第3期鹿屋市スポーツ推進計画の策定について




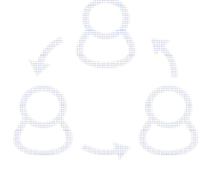
1 現計画（第2期鹿屋市スポーツ推進計画）の概要

| | |
|------|--|
| 計画期間 | 令和3年度～令和7年度（5年間） |
| 基本理念 | 「スポーツを通じた活力ある社会の実現」 |
| 基本目標 | 「ひとり1スポーツの推進」 「スポーツを通じて人や地域がつながるまち」 |
| 数値目標 | 「成人の週1回以上のスポーツ実施率65%程度（障がい者は40%程度）」 「成人の週3回以上のスポーツ実施率30%程度（障がい者は20%程度）」 「成人のスポーツ未実施率（1年に1回も実施しない者）をゼロに近づけます」 |
| 策定体制 | 鹿屋市スポーツ推進審議会、庁内策定部会など |
| 策定根拠 | スポーツ基本法第10条 |

2 第3期鹿屋市スポーツ推進計画の策定方針

- (1) 構成は、『スポーツ基本法』、『第3期スポーツ基本計画』を参考に、『第2期鹿屋市スポーツ推進計画』を継承した計画とする。
- (2) 第3次鹿屋市総合計画や本市の実情を踏まえた計画とする。

3 第3期鹿屋市スポーツ推進計画の概要

| | | | | |
|--------|---|---|---|--|
| 基本理念 | スポーツを通じたウェルビーイングの実現 | | | |
| 基本目標 | 「スポーツ関係人口の増大」→「スポーツ実施率日本一」 | | | |
| 具体的な取組 | スポーツを「する」 ① 世代別・目的別に応じたスポーツの推進 ② 更なる競技力向上に向けた取り組み  | スポーツを「みる」 ① スポーツ観戦機会の提供 ② スポーツ観戦の魅力向上  | スポーツを「ささえる」 ① 鹿屋市スポーツ推進委員の活動の活性化 ② スポーツ環境整備（施設） ③ スポーツを「ささえる」人材育成  | スポーツで「つながる」 ① スポーツ合宿の更なる推進 ② ホームタウンスポーツチームとの連携 ③ スポーツを通じた国際交流  |
| | 数値目標 | ・20歳以上の方の週1回以上のスポーツ実施率 85.0% ・スポーツイベント参加者数 15,000人 ・県内外からのスポーツ合宿者数 79,000人 | | |
| 計画期間 | 令和8年度から令和12年度【5年間】 | | | |

4 第2期計画と第3期計画の変更点

| | 第2期計画（旧） | 第3期計画（新） |
|------|--|--|
| 基本理念 | スポーツを通じた活力ある社会の実現 | スポーツを通じたウェルビーイングの実現 |
| 基本目標 | ・ひとり1スポーツの推進 ・スポーツを通じて人や地域がつながるまち | スポーツ関係人口の増大 →スポーツ実施率日本一 |
| 基本方針 | 【するスポーツ】 ・ライフステージに応じたスポーツの推進 ・学校での運動習慣の確立 ・競技スポーツの推進 | 【スポーツを「する」】 ・世代別・目的別に応じたスポーツの推進 ・更なる競技力向上に向けた取り組み |
| | 【みるスポーツ】 ・スポーツ観戦機会の提供 ・スポーツ観戦の魅力発信 | 【スポーツを「みる」】 ・スポーツ観戦機会の提供 ・スポーツ観戦の魅力向上 |
| | 【ささえるスポーツ】 ・ささえる人材づくり ・スポーツ環境の整備 ・情報サービスの推進 | 【スポーツを「ささえる」】 ・鹿屋市スポーツ推進委員の活動の活性化 ・スポーツ環境整備（施設） ・スポーツを「ささえる」人材育成 |
| | 【つながるスポーツ】 ・スポーツからつながる地域の絆づくり ・国際交流の推進 ・健康増進、健康寿命の延伸 | 【スポーツで「つながる」】 ・スポーツ合宿の更なる推進 ・ホームタウンスポーツチームとの連携 ・スポーツを通じた国際交流 |

5 子ども（児童）へのスポーツ推進施策（計画書 P44）

（1）現状と課題

- ・本市の小学生の1週間の総合運動時間、体力テストの合計得点は、全国平均を下回っている。
- ・スポーツ少年団数と少年団の加入率が減少している。
- ・部活動地域展開の推進が必要である。

（2）具体的施策

① 幼児期からの運動習慣の形成

- ・保育施設等と連携した運動プログラムの普及、啓発

② 子どものスポーツ実施機会の充実

- ・スポーツ少年団の指導者不足を補うための指導者育成事業の検討
- ・総合型地域スポーツクラブや民間スポーツクラブとの連携の検討

③ 部活動地域展開の推進

- ・指導者不足を補うための指導者育成事業の検討

6 スケジュール

| 時期 | 内容 |
|------------|--------------------|
| 2月1日～2月27日 | パブリックコメント実施 |
| 2月6日～2月20日 | 鹿屋市スポーツ推進審議会への意見照会 |
| 2月10日 | 教育委員会定例会 |
| 3月1日～19日 | 市長協議 |
| | 庁内策定部会の開催 |
| | 鹿屋市スポーツ推進審議会（答申） |
| 3月6日 | 鹿屋市議会説明（総務市民環境委員会） |
| 3月末 | 策定 |

報告(1) 鹿屋女子高と第一幼児教育短期大学との高大連携協定の締結について

(教育総務課)

1 協定の主旨

連携協定締結により、大学の特色に応じた専門的人材や知見、取組を鹿屋女子高における教育活動に活用するとともに、女子高生徒の進路に対する意識や学習意欲を高めることを目的とするもの。また、女子高活性化の取組として広く周知を図り、定員充足率向上のための新たな魅力とする。

2 協定の内容

- (1) 大学教員による高校への出張講義
- (2) 大学教員による探究活動に係る助言・サポート
- (3) 教育についての情報交換及び交流
- (4) その他、双方が協議し同意した事項

3 協定調印式

日 時 令和8年1月19日(月) 15時から

場 所 女子高多目的ホール

出席者 第一幼児教育短期大学 都築学長・伊達学科長・中池社会連携センター長
鹿屋女子高等学校 野崎校長 外2名
鹿屋市教育委員会 中野教育長 外4名

【協定調印式の様子】



【市長表敬の様子】

※短大ホームページより



4 出前授業

日 時 令和8年2月4日(水) 5・6限目

場 所 女子高多目的ホール

講 師 第一幼児教育短期大学 伊達学科長

参加者 2年生 125名(普通科23・情報ビジネス科52・生活科学科50)

内 容 一致団結！チームビルディング！

- みんなちがって、みんないいを体験する
- 仲が良いだけではない、結果にコミットする合意形成を学ぶ
- 集団のポジティブな凝集性を高める

【授業の様子】



報告(2) 鹿屋市言語障害、難聴、学習障害等通級指導教室通級費支給要領の一部改正について

(学校教育課)

鹿屋市言語障害、難聴、学習障害等通級指導教室通級費支給要領の一部を改正する規程新旧対照表

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|--|-------|-----|--|-------|-----|
| ○鹿屋市言語障害、難聴、学習障害等通級指導教室通級費支給要領 平成18年1月1日制定 別表(第3条関係) | | | ○鹿屋市言語障害、難聴、学習障害等通級指導教室通級費支給要領 平成18年1月1日制定 別表(第3条関係) | | |
| 1 通級指導教室配置校：鹿屋小学校、鹿屋中学校 | | | 1 通級指導教室配置校：鹿屋小学校、鹿屋中学校 | | |
| 番号 | 学校名 | 通級費 | 番号 | 学校名 | 通級費 |
| (略) | | | (略) | | |
| 21 | 吾平小学校 | 888 | 21 | 吾平小学校 | 888 |
| (略) | | | 22 鶴峰小学校 1,036 | | |
| (略) | | | (略) | | |
| 2 通級指導教室配置校：西原台小学校 | | | 2 通級指導教室配置校：西原台小学校 | | |
| 番号 | 学校名 | 通級費 | 番号 | 学校名 | 通級費 |
| (略) | | | (略) | | |
| 21 | 吾平小学校 | 962 | 21 | 吾平小学校 | 962 |
| (略) | | | 22 鶴峰小学校 1,147 | | |
| (略) | | | (略) | | |

報告(3) 国立台北教育大学学校体験について

(学校教育課)

1 目的

鹿屋市教育委員と協定を結んでいる国立台北教育大学の学生が、鹿屋市内の小学校で、オールイングリッシュによる英語の授業を展開したり、日本の教育システムを学んだりする中で、以下の目的を達成する。

- (1) グローバル化が進展する現代社会において、これから生きる児童生徒が、多様な文化や価値観を尊重し、受け入れようとする素地を養う。
- (2) 教職員が、異なる教育観や文化的背景をもつ学生との交流を通じて、多様性への理解を更に深め、自らの教育観や指導方法を振り返る機会とする。
- (3) 台湾の学生が、日本の学校文化や教育実践を学ぶ機会とし、台湾または国際的な教育の舞台で活躍できる人材育成につなげる。

2 期間

令和8年1月14日(水)～1月23日(金)

3 体験校

西原小、寿小、田崎小、吾平小の4校に2名ずつ配置
鹿屋女子高等学校にて、総合選択制の授業に参加

4 体験内容

- (1) 日本の教科書を使ったオールイングリッシュの英語授業
- (2) 台湾の文化紹介
- (3) 各教科の授業参観及び体験
- (4) 教員との意見交換
- (5) グローカルイングリッシュデイキャンプへの参加

台北教育大学の学生と鹿屋市内の小中高生と一緒に、荒平天神とかのやバラ園を訪問。神社の参拝の仕方、かのやのバラについて英語で伝えました。最後は、緑萌会の方に鹿屋のお茶と淹れ方を習い、身振り手振りを加えながら英語で伝える活動を行いました。



【写真1】授業の様子



【写真2】分からない児童への支援



【写真3】お茶の淹れ方を英語でレクチャー

5 学校体験を終えて

【学校から】

最初は受入に否定的であった職員が、「受け入れてよかった」と言ってくれた。大学生との交流を通して、子供たちが異文化を理解するだけでなく、言葉が通じない相手を理解しようとしている姿が見られた。このような体験は、他ではできない。

報告(4) 鹿屋看護専門学校入学試験 (B日程) 結果について

(学校教育課 鹿屋看護専門学校)

1 試験日時

令和8年1月24日(土) 8時30分から16時まで

2 試験内容

一般選考 (卒業見込者及び社会人)

国語・小論文、数学Ⅰ、英語Ⅰ・Ⅱ、面接 (集団討論)

3 試験会場

鹿屋市立鹿屋女子高等学校 (西原1丁目)

4 受験者数

13人

※ これまでの実績

| 年度 | R7 | R6 | R5 | R4 | R3 | R2 | R元 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 申込者 | 13人 | 13人 | 16人 | 18人 | 40人 | 34人 | 34人 |
| 受験者 | 13人 | 13人 | 16人 | 18人 | 40人 | 34人 | 34人 |
| 合格者 | 11人 | 13人 | 15人 | 14人 | 23人 | 25人 | 26人 |

5 合格発表

令和8年2月4日(水)

6 合格者数

11人

7 入学手続期間

令和8年2月4日(水)から令和8年2月20日(金)まで

※ A日程及びB日程の合格者で入学手続を行った者の数が定員(30人)に満たない場合は、二次試験を実施

8 二次試験 (予定)

(1) 試験日時 令和8年3月16日(月) 8時30分から12時30分まで

(2) 試験内容 国語・小論文、数学Ⅰ、英語Ⅰ・Ⅱ、面接 (集団討論)

(3) 試験会場 鹿屋市立鹿屋看護専門学校 (西原3丁目)

(4) 合格発表 令和8年3月23日(月)

(5) これまでの実績

| 年度 | R6 | R5 | R4 | R3 | R2 | R元 |
|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|
| 申込者 | | | 4人 | | | |
| 受験者 | 未実施 | 未実施 | 4人 | 未実施 | 未実施 | 未実施 |
| 合格者 | | | 3人 | | | |

※ 「未実施」: A日程及びB日程の合格者で入学手続を行った者の数が定員(30人)を満たしたことから、二次試験を実施しなかったもの

報告(5) 鹿屋市子ども会大会の実施について

(生涯学習課)

1 目的

次年度子ども会活動の中心的な担い手となる小学5年生を対象として、リーダーシップの基礎や、活動を企画・運営する実践的な能力を身につけるとともに、市内の仲間との交流を通じて新しい連帯感を醸成する。また、この学びと出会いを通じて、子どもたち一人一人の成長を促し、ひいては子ども会活動全体の活性化へと繋げる。

2 日時・場所

令和8年1月17日(土) 午前9時～午後4時30分 於：串良平和アリーナ

3 参加者

97人(小学生：87人、ジュニア：7人、ユース：3人)

4 活動内容

仲間づくりレク、KYT、綱引き大会、リーダー会議実践

5 事業の実施風景



【リーダー会議】



【綱引き大会(校区対抗)】

6 所感

参加児童一人一人が活気に満ちた表情で各プログラムに取り組み、仲間と協力する姿が見られた。特に「リーダー会議の実践」において、子どもたちが真剣に話し合い子ども会を盛り上げようとアイデアを出し合う姿に、未来を担うリーダーの芽生えを感じることができた。

また、この大会はユース・リーダークラブ(大学生、青年)、ジュニア・リーダークラブ(中高生)といった若手スタッフの運営補助、さらには細山田子ども食堂、鹿屋市中央生活学校(みんなでわいわい子ども食堂)による昼食支援協力もあり、子ども会活動活性化の地域への広がりも見られた大会となった。

報告(6) 生涯学習講座及び生涯学習発表会について

(生涯学習課)

1 講座等受講状況

(1) 目的

すべての市民を対象に、ライフステージに応じた生涯学習機会の提供に努め、市民の学習意欲の向上・継続と社会生活を営む上での知識・技能の向上を目指すとともに、学習活動をとおして地域づくりに資する人材の育成を推進する。

(2) 実績

- ・ 市民講座 1,324人(−36) 100講座
- ・ 短期講座 1,771人(+649) 101講座
- ・ 高齢者大学 448人(+8) 11か所
- ・ 同好会 2,636人(+15) 13か所

2 生涯学習発表会

(1) 目的

生涯学習の成果を発表する場を提供することで学習者の学習意欲を高めるとともに、住民参画の地域づくりとして、子供から大人までが参画した公民館活動を展開し、地域づくり、人づくり、地域課題解決のための学習等を推進する。

(2) 実績

| 公民館等 | 発表会名 | 展示発表 | 舞台発表 | 参加者総数 |
|--------------------|----------------------|----------------------|----------|--------|
| 高隈地区交流促進センター | 第34回生涯学習発表大会 | 2月28日(土) ～3月1日(日) | 3月1日(日) | 未実施 |
| 花岡地区公民館 | 第40回花岡地区ふるさと祭り | 1月29日(木) ～2月4日(水) | 2月1日(日) | 556人 |
| 高須地区学習センター | 第43回高須地区生涯学習発表大会 | 2月7日(土) ～2月13日(金) | 2月7日(日) | 110人 |
| 大始良地区学習センター | 大始良地区生涯学習まちづくり大会 | 1月31日(土) ～2月1日(日) | 2月1日(日) | 1,000人 |
| 田崎地区学習センター | 田崎地区生涯学習成果発表会 | 1月31日(土) ～2月1日(日) | 2月1日(日) | 623人 |
| 西原地区学習センター | 西原地区生涯学習成果発表会 | 1月31日(土) ～2月4日(水) | 1月31日(土) | 566人 |
| 東地区学習センター | 鹿屋東地区生涯学習発表大会 | 2月7日(土) ～8日(日) | 2月8日(日) | 837人 |
| 輝北コミュニティセンター | 星のふるさと輝北まつり2025 | 11月9日(日) ～13日(木) | 11月9日(日) | 2,211人 |
| 吾平振興会館 | 美里吾平文化祭 | 11月1日(土) ～2日(日) | 11月2日(日) | 880人 |
| 串良公民館(細山田分館・上小原分館) | 串良地域市民講座閉校式生涯学習成果発表会 | 2月7日(土) | 2月7日(土) | 318人 |

報告(7) 第44回鹿屋市美術展について

(生涯学習課)

- 1 会期 令和8年1月31日(土)～2月8日(日) 9日間
 時間：9時から18時まで ※初日は10時から、最終日は14時まで
 オープニングセレモニー 1月31日(土)
 表彰式 2月8日(日)

- 2 会場 リナシティかのや(2階)
 ギャラリー、研修室1・アトリエ工芸、ギャラリーロビー

3 出品状況等

- (1) 部門 7部門(洋画・日本画・彫刻・デザイン・工芸・写真・手工芸)

- (2) 出品状況

| 部門 | 種別 | 出品数(展示数) | 計(展示数) |
|------|-------|-------------------|--------|
| 一般 | 一般公募 | 169点 | 195点 |
| | 委嘱作家等 | 29点 | |
| ジュニア | 小学生 | 平面 305点 立体 13点 | 419点 |
| | 中学生 | 平面 82点 立体 9点 | |

- (3) 受賞状況

| | | | | | |
|------|--------|------|--------|------|------|
| 一般部門 | 特別賞 | 35点 | ジュニア部門 | 特別賞 | 25点 |
| | 入選 | 127点 | | 特選 | 33点 |
| | 委嘱作家等※ | 29点 | | | |
| | 展示数 | 195点 | | 展示数 | 419点 |
| | (選外) | 3点 | | (入賞) | 361点 |

※委嘱作家等には委嘱作家賞4点を含む(特別賞から委嘱作家賞4点除く)

- 4 来場者数 1,986人(前年度比+300人)

5 開催状況



【オープニングセレモニー】



【ギャラリートーク】

作品集（抜粋）

【一般の部】



鹿屋市長賞 松元美津子（洋画）



鹿屋市議会議長賞 徳永香魚子（工芸）



鹿屋市教育委員会賞 鮫島 隆（洋画）



まちづくりかのや賞 福島 祐（写真）

【ジュニアの部】教育委員会賞（5点）



輝北小学校 2年 有田 乙稀



田崎小学校 4年 柚木 環奈



花岡小学校 6年 妹尾 奏汰



田崎中学校 3年 瀬戸山 心海



鹿屋特別支援学校中学部 1年 柿迫 琉愛

開催概要

1 目的

令和8年3月末をもって閉校する鶴峰小学校の輝かしい歴史と功績を称えるため、関係者を招いて閉校記念式典を開催するもの

2 主催者・役割分担

- (1)閉校記念式典 (鹿屋市・鹿屋市教育委員会)
- (2)閉校記念行事 (鶴峰小学校・鶴峰小学校閉校記念事業実行委員会)

3 日時・場所

令和8年3月1日(日)9時00分～12時00分 鶴峰小学校 体育館

4 日程

(1)閉校記念式典(市・市教委)

9時00分～(5分)

オープニング：鶴峰小学校のあゆみ(仮称)※実行委員会制作

9時5分～10時00分

- ① 開式のことば(教育次長)
- ② 国歌斉唱
- ③ 閉校宣言告辞(教育長)
- ④ 市長式辞
- ⑤ 来賓挨拶

※来賓者の紹介

・市議会 議長 花傘礼 薫

・閉校記念事業実行委員会 実行委員長 木浦 道春

- ⑥ メッセージ披露
- ⑦ 在籍証明書授与(担任から児童へ)
- ⑧ 校旗返納(学校長から教育長へ)
- ⑨ 学校長挨拶
- ⑩ 校歌斉唱
- ⑪ 閉式のことば(教育次長)

集合写真撮影

※休憩・会場設営

(2)閉校記念行事

①記念碑除幕式(実行委員会)

10時20分～10時25分 進行：江口総務・記念碑部長

除幕(実行委員長・市長、教育長、PTA会長、学校長、全児童)

②つるみねフェスティバル(学校・実行委員会)

10時35分～12時00分

学校側内容：学級毎の発表、合奏、閉校メッセージ など

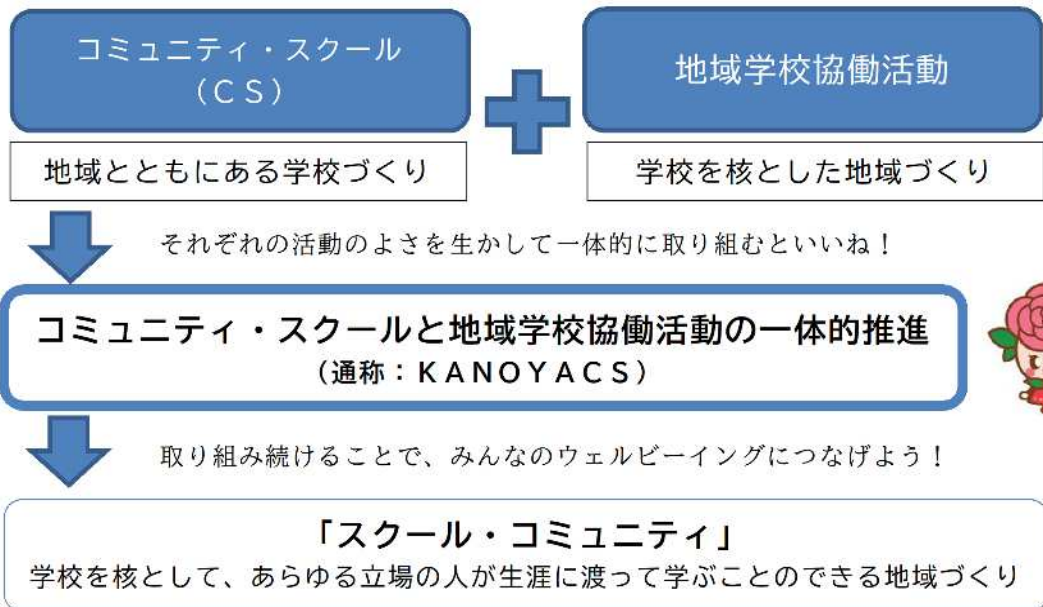
実行委側内容：ステージショー(パフォーマンスアーティストK@ITO、かのやカンパチロウ)



未来を創る協働のカタチ



～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～



令和8（2026）年2月



鹿屋市教育委員会

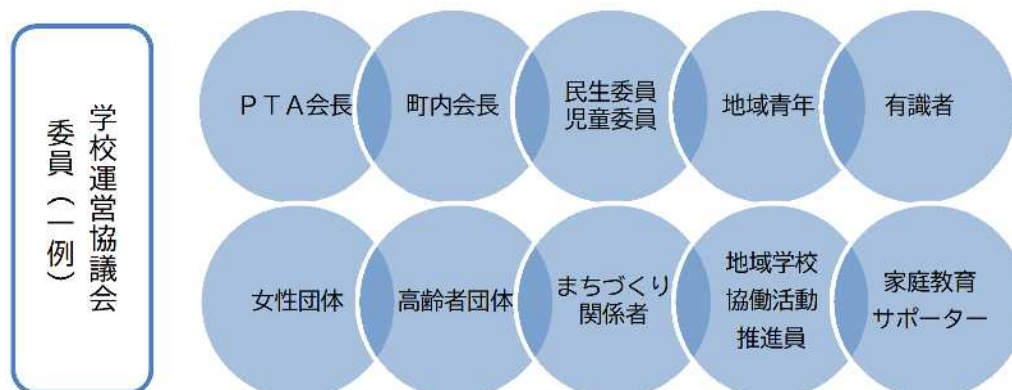
コミュニティ・スクール（CS）とは？

地域住民等で構成する学校運営協議会によって目指す子供像や教育のビジョンを共有し、その実現に向けて学校運営を進めていく仕組み



本市では、市内 12 中学校区に小・中合わせて 28 の学校運営協議会を設置します。1 小 1 中で構成する 6 中学校区は、小中合同の学校運営協議会とします。

各学校の学校運営協議会は、原則として 10 名以内の委員によって組織します。任期は当該年度となり、校長の推薦に基づき、教育委員会が委嘱又は任命します。



学校運営協議会では、学校が示した基本方針を基に学校と地域が共通の目標やビジョン、「目指す子供像」を共有し、それぞれの立場に応じた達成に向けての役割を明確にする「熟議」を行い、学校改善を進めます。

熟議とは、「多くの当事者が『熟慮』と『議論』によって問題の解決を目指す対話のこと」で、様々な立場の関係者が一つのテーブルにつくことで、新しいアイデアや考え方が生まれます。

熟議のテーマの例としては、地域を含んだ広い視点が一体的推進の機運を高めます。

- ① 学校運営の基本方針の作成・改善
- ② 学校・地域連携カリキュラムの作成
- ③ 生徒指導上の課題への対応
- ④ 学校における働き方改革の推進
- ⑤ 保護者や地域住民等の参画による活動
- ⑥ 地域コミュニティの活性化
- ⑦ 学校と地域の防災体制の強化

| (モデル1) 西俣小学校 | |
|-----------------|---|
| 熟議のテーマ | 地域と共にある学校、魅力ある西俣小学校を目指して |
| 熟議の展開・具体的な実施の流れ | |
| 1 | 台湾萬大小学校との交流を単なる学校行事ではなく「西俣のまちおこし」と位置付け地域密着型の計画を策定 |
| 2 | 地域として学校存続のためにどのような関わりや協力ができるかを多角的に検討 |
| 3 | 放課後見守り隊の活性化に向け、学校と放課後見守り隊が双方向でよりよい関係を育めるよう計画 |

| (モデル2) 第一鹿屋中学校 | |
|-----------------|---|
| 熟議のテーマ | 生徒と学校運営協議会の意見を反映した学校づくり |
| 熟議の展開・具体的な実施の流れ | |
| 1 | 生徒会による活動報告 ボランティア活動、及び冷水機購入に向けた資金造成（ベルマーク収集・タオル販売）の状況を報告 |
| 2 | グループ別意見交換 生徒会役員と学校運営協議会委員が直接対話を実施し、生徒の生の声を地域の方へ届ける |

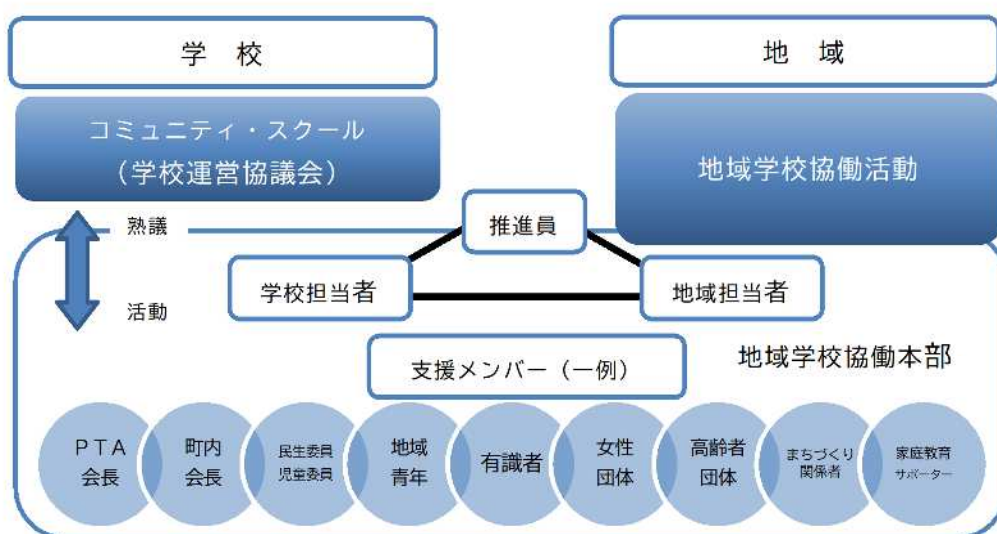
地域学校協働活動とは？

地域住民の緩やかなネットワーク（応援団的組織）によって多様で継続的な活動を学校内外で提供し、子供たち（学校）を支援していく仕組み



本市では、28の学校運営協議会に合わせる形で、学習センターや公民館に28の地域学校協働本部を設置し、地域学校協働活動を展開します。学校教育を中心に、放課後や土日に実施される事業の支援も行っていきます。

本部には地域学校協働活動推進員を置き、年間を通して学校や地域の依頼に応じて必要な人材を派遣し、教育活動を支援しています。推進員は、公民館等の館長又は専門指導員が務めます。



協働本部には、推進員に加え、地域担当者（地域住民）、学校担当者（学校職員）を設定します。地域担当者は学校運営協議会委員の中から選出します。CSとの一体的推進を容易にできるようにするためです。この3人が協働活動の中心となり、地域学校協働活動をコーディネートします。

協働活動として支援するメンバーに人数の制限はありませんが、緩やかなつながりをより多くの人々と保つこと、学校運営協議会による熟議の場を具体的にアクションとして起こす場として位置付けると、一体的推進の意味付けも強くなり、熟議で定めたことが動かしやすくなります。

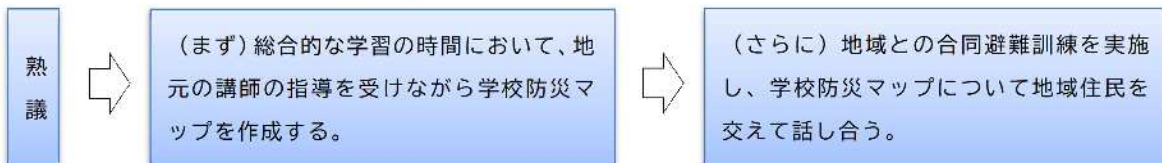
| (モデル3) 上小原小・中学校 | |
|---|---|
| 活動タイトル | スポーツフェスタ |
| 活動に至った経緯 | |
| 小・中学生から高齢者まで参加できるイベントとして、校区体育協会と地域有志の会が開催 |  |

| (モデル4) 東原小学校 | |
|--|---|
| 活動タイトル | 地域の特産物を育てよう |
| 活動に至った経緯 | |
| 地域の特産である落花生を活用し、子供たちに地域のよさを味わわせることを目的に実施 |  |

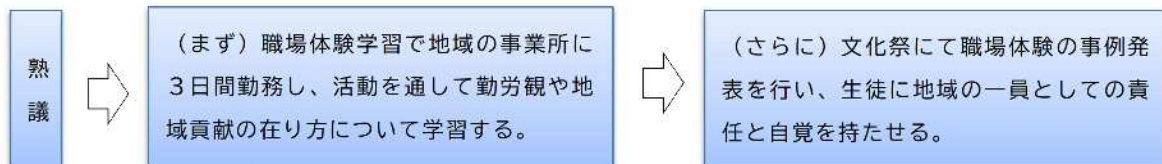
一体的推進（KANOUACS）による学校づくり・地域づくり

こんな活動をすれば、CSと地域学校協働活動の一体的推進がさらに進むかもしれません。
熟議から行動へ。現代的課題の解決、地域と学校のさらなる活性化につなげていきましょう。

○ 学びによるまちづくり、地域課題解決型学習の例



○ 地域人材育成、郷土学習の例



○ 学校に対する多様な協力活動の例



○ 放課後等における学習・体験活動の例



鹿屋市のホームページには、CSと地域学校協働活動に活用できる資料が入っているよ。見てギョ。

